

札幌市地域防災計画

【危険物等事故災害対策】

札幌市防災会議

平成17年7月 作成
令和6年4月 修正

目 次

第1章 総則	
第1節 計画の目的	1
第2節 計画の適用範囲	1
1. 計画の適用範囲	1
2. 想定する事故	2
第3節 関係機関の役割	3
1. 札幌市	3
2. 防災関係機関	4
3. 市民	5
4. 危険物事業者等	5
5. その他施設の管理者	5
第2章 災害予防計画	
第1節 予防対策の推進	7
1. 予防体制の確立	7
2. 情報連絡体制の確立	7
3. 防災教育・訓練の実施	7
第2節 予防査察等の推進	7
第3章 災害応急対策計画	
第1節 応急活動体制	9
第2節 情報の収集・伝達	10
1. 情報連絡体制	10
2. 市民等への情報伝達	12
第3節 応援派遣要請	13
1. 自衛隊	13
2. その他機関	13
第4節 応急対策活動	15
1. 情報の共有化	15
2. 消火・救助	15
3. 応急医療救護	15
4. 遺体の処理・安置	15
5. 交通規制等	15
6. 流出危険物等への対応	15
7. 被害調査等	16
第5節 避難対策	17
1. 避難の指示	17
2. 警戒区域の設置	17
3. 避難誘導	17
4. 避難場所の開設	18

第 1 章 総則

第 1 節 計画の目的

この計画は、災害対策基本法第 42 条に基づき定めた札幌市地域防災計画事故災害対策編のうち、危険物等の事故にかかる災害対策についてまとめたものである。

この計画は、札幌市内の危険物等取扱施設又は危険物等積載車両で、漏洩、爆発、炎上等の事故が発生した場合又はそのおそれがある場合に、迅速かつ的確な対応を行うために防災関係機関等の体制と業務を定めることにより、市民の生命・身体・財産を守ることを目的とする。

第 2 節 計画の適用範囲

1. 計画の適用範囲

この計画は、札幌市内で発生する危険物等事故に適用する。

適用する危険物等とは、次のとおりである。

- ① 危険物：消防法(昭和 23 年 7 月 24 日法律第 186 号)第 2 条第 7 項に規定されているもの（例）石油類(ガソリン、灯油、軽油、重油)など
- ② 火薬類：火薬類取締法(昭和 25 年 5 月 4 日法律第 149 号)第 2 条に規定されているもの（例）火薬、爆薬、火工品(工業雷管、電気雷管等)など
- ③ 高圧ガス：高圧ガス保安法(昭和 26 年 6 月 7 日法律第 204 号)第 2 条に規定されているもの（例）液化石油ガス(LPG)、アセチレン、アンモニアなど
- ④ 毒物・劇物：毒物及び劇物取締法(昭和 25 年 12 月 28 日法律第 303 号)第 2 条に規定されているもの（例）毒物(シアン化水素、シアン化ナトリウム等)、劇物(ホルムアルデヒド、塩素等)など
- ⑤ 指定可燃物：危険物の規制に関する政令(昭和 34 年 9 月 26 日政令第 306 号)第 1 条の 12 に規定されているもの（例）紙くず、石炭・木炭、合成樹脂類(タイヤ等)、再生資源燃料など

なお、以上の危険物等の貯蔵、取扱い等を行う事業者を「危険物等事業者」という。

2. 想定する事故

この計画で想定する危険物等事故は、次のとおりである。

次の事象により多数の死傷者や市民生活に影響がある事象が発生した場合又は発生するおそれのある場合

- (1) 危険物等の製造、取り扱い、貯蔵、販売等を行う事業所、施設における危険物等の漏洩、爆発、炎上等の発生
- (2) 危険物等積載車両の事故による危険物等の漏洩、爆発、炎上等の発生 等
(なお、道路上の事故については、札幌市道路事故災害対策計画によるものとする。)

第3節 関係機関の役割

危険物等事故にかかわる防災関係機関等の役割は、次のとおりとする。

1. 札幌市

名 称	主 な 役 割
危機管理局	1. 本部の総括に関する事 2. 災害情報及び被害状況のとりまとめ並びに報告に関する事 3. 各部・各区本部との災害対策に係る連絡調整に関する事 4. 自衛隊等の災害派遣要請依頼に関する事 5. 防災関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関する事
総務局	1. 災害情報等の総括と市民提供に関する事 2. 報道機関に対する情報の提供に関する事 3. 新聞・放送等による災害広報に関する事 4. 災害に関する相談、苦情等の処理の総合調整に関する事
保健福祉局	1. 医療機関、医師会等の医療関係団体、民間医療関係企業等との連絡調整及び支援要請に関する事 2. 医薬品、衛生資器材、血液等の調達等に関する事 3. 医療救護班の編成及び配備計画に関する事
環境局	1. 災害廃棄物の処理計画に関する事 2. 有害物質取扱施設等の被害状況把握に関する事 3. 災害による大気汚染、水質汚染等の拡大防止対策に関する事
建設局	1. 道路の被害調査の総合調整に関する事 2. 道路の応急対策の総合調整に関する事
下水道河川局	1. 河川の被害調査の総合調整に関する事 2. 河川の応急対策の総合調整に関する事 3. 処理場、ポンプ場及び管路施設の機能保持に関する事
水道局	1. 災害時における飲料水の供給に関する事 2. 浄水施設及び送・配水施設の被害調査に関する事 3. 水質の検査に関する事
消防局	1. 消火、救助、救急に関する事 2. 警戒区域の設定に関する事 3. 災害現場における緊急避難対策に関する事 4. 危険物の除去及び処理に関する事 5. 災害情報の収集及び報告に関する事 6. 災害広報に関する事 7. 火災原因調査に関する事

区役所	<ol style="list-style-type: none"> 1. 区の区域における災害対策の総合調整に関すること 2. 災害に係る緊急避難の指示等に関すること 3. 関係機関との連絡調整（情報の収集、伝達等）に関すること 4. 災害情報等の収集及び伝達に関すること 5. 道路の通行の禁止又は制限に関すること 6. 区民、避難者への情報提供及び広聴に関すること 7. 遺体安置所の設置に関すること 8. 応急救護所の設置及び運営管理に関すること
-----	---

※災害対策本部等が設置された場合の役割は、札幌市災害対策本部の組織及び運営に関する規程（平成 10 年 3 月訓令第 2 号）、同事務取扱要領によるものとする。その他、対策上必要とされる部局については、札幌市地域防災計画における責務を有する。

2. 防災関係機関

名 称	主 な 役 割
北海道産業保安監督部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 危険物等の保安並びに事業者の指導に関すること 2. 危険物等事業者の防災上の措置の実施に関する指導に関すること
陸上自衛隊第 11 旅団	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害派遣に関する救援活動に関すること （自衛隊法に基づく自主判断による出動含む）
北海道警察本部	<ol style="list-style-type: none"> 1. 被害情報の収集に関すること 2. 交通規制、緊急車両の誘導に関すること 3. 被災者の救助、救護に関すること 4. 遺体の搬送、検視、検案に関すること 5. 災害現場の警戒活動に関すること 6. 住民等の避難誘導に関すること 7. 関係機関の行う災害応急対策及び復旧対策への援助に関すること
北海道（石狩振興局）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 自衛隊等の災害派遣要請に関すること 2. 被害情報の収集、伝達及び報告に関すること 3. 防災関係機関との連絡調整、必要な支援に関すること 4. 火薬類取締法に基づく火薬類による災害の防止、公共の安全の確保に関すること
河川管理者 （北海道開発局札幌開発建設部、空知総合振興局札幌建設管理部）	<ol style="list-style-type: none"> 1. 河川の被害調査に関すること 2. 水質の検査に関すること
報道機関	<ol style="list-style-type: none"> 1. 災害情報等の放送に関すること 2. 防災に関する知識の普及に関すること

3. 市民

名 称	主 な 役 割
市民	1. 災害情報の通報に関すること 2. 自主避難に関すること 3. 要配慮者等の避難活動の支援に関すること 4. 避難場所収容時の自主運営に関すること 5. 避難訓練等、自主防災活動への参加に関すること

4. 危険物等事業者

名 称	主 な 役 割
危険物等事業者	1. 自主保安体制の確立に関すること 2. 災害時における危険物等の保安に関する措置に関すること 3. 消火、救助、救急に関すること 4. 遺体の収容、安置に関すること 5. その他被災者対策に関すること

5. その他施設の管理者

名 称	主 な 役 割
その他施設の管理者 (社会福祉施設、学校、 保育所、病院、事業所、 デパート等不特定多数 の人間が出入りする施 設)	1. 災害情報の通報に関すること 2. 自主避難に関すること 3. 要配慮者等の避難活動の支援に関すること 4. 従業員、施設入所者、施設利用者等への情報提供に関すること 5. 従業員、施設入所者、施設利用者等の避難誘導に関する こと 6. 防災計画等の作成に関すること 7. 避難訓練の実施に関すること

第2章 災害予防計画

第 1 節 予防対策の推進

1. 予防体制の確立

危険物等事業者は、各危険物等に関する法令に基づき、設備基準、保安基準を遵守するとともに、予防規程の作成、従業者に対する保安教育の実施、危険物保安監督者の選任等により自主保安体制の確立を図る。

また、事業者は危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定を確認を行うとともに、確認の結果、風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は、防災のため必要な措置の検討や、応急対策にかかる計画の作成等の実施に努める。

2. 情報連絡体制の確立

札幌市、危険物等事業者及び防災関係機関は、危険物事故防止に係る情報の交換や相互の協力を図るため情報連絡体制を確立する。

3. 防災教育・訓練の実施

危険物等事業者は、事故の発生を想定して、初期消火、避難誘導等の訓練を定期的に行い応急対策の習熟を図る。

また、従業員に対し、各機関の行う保安教育講習会への参加や安全に関する広報を行い事故の防止について保安教育を行う。

第 2 節 予防査察等の推進

北海道産業保安監督部、北海道、札幌市は、危険物等の取扱等に関する法令に基づき、危険物等施設の保安検査、立入検査を行い、設備及び保安体制について確認し安全の確保に努める。

第3章 災害応急対策計画

第 1 節 応急活動体制の確立

危険物等事故が発生した場合又はそのおそれのある場合は、札幌市は次のような配備体制をとり、対策に必要な職員を動員する。

配備基準は概ね次のとおりとするが、事故の程度や地域への影響度に応じて必要な配備体制をとる。

表 1 危険物等事故における札幌市の配備体制

配備体制	配備基準	配備要員	活動内容
警戒配備	危険物等事故が発生したとき又は発生するおそれのあるとき	危機管理局 消防局 総務局 保健福祉局 環境局 建設局 下水道河川局	①事故情報の収集 ②消火・救急・救助活動 ③応急医療救護 ④防災関係機関との連絡調整 ⑤環境保全対策 ⑥広報 ⑦本部体制への移行準備
緊急災害対策実施本部	1. 危険物等事故により多数の死傷者が発生したとき 2. 危険物等事故により周囲に被害が発生したとき 3. 危険物等事故により避難が必要になったとき	水道局 区	上記に加え ①避難対策 ②被害調査 ③その他の災害応急対策
災害対策本部 (第一配備～ 第三配備)	危険物等事故により多数の死傷者が発生し、さらに拡大のおそれがあるとき	概ね職員の 1 / 3 以上	上記に加え ①災害対策本部の設置 ②その他の災害応急対策

■警戒配備

通常の体制・事務に基づき本部を設置せずに必要な部局に連絡をとり対応する体制

■緊急災害対策実施本部

災害対策本部に準じて必要な部局を動員して対応にあたる体制

■災害対策本部

全庁的な対応を必要とする場合の体制

第2節 情報の収集・伝達

1. 情報連絡体制

危険物等事故が発生した場合、危険物等事業者又は発見者は、消防又は警察に通報する。通報を受けた者は、札幌市及び必要な関係機関に事故災害発生連絡及び各種要請等を行う。

なお、事故発生時の通報・連絡事項は、以下のとおりとし、第一報で不明な事項は、判明次第連絡する。

■事故発生時の通報・連絡事項

- ① 事故の種類
- ② 事故発生の時刻、場所
- ③ 死傷者の有無
- ④ 火災の有無
- ⑤ 当該危険物等の種類、量
- ⑥ その他貯蔵している危険物等の種類、量
- ⑦ その他必要な事項

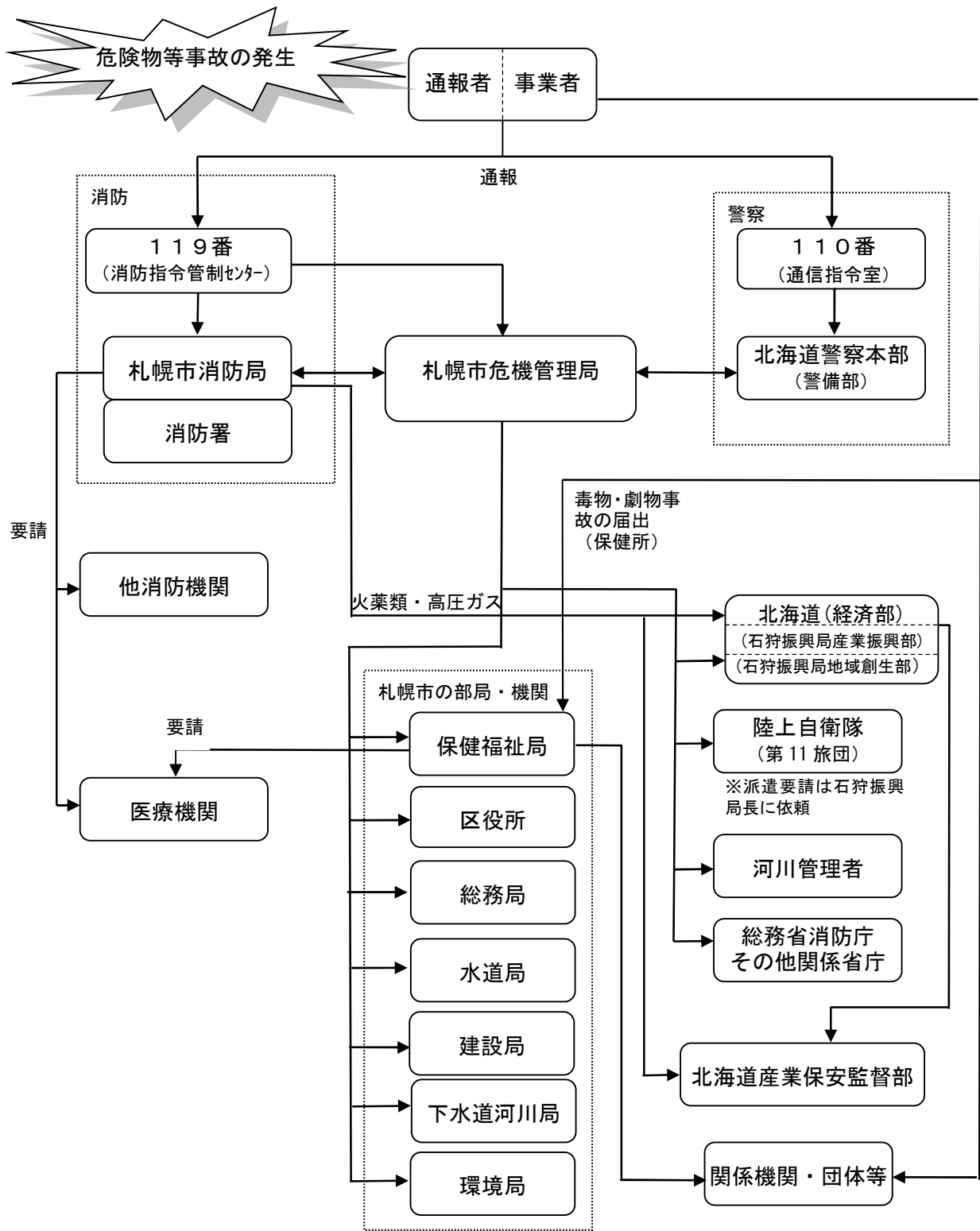


図 1 事故発生時の情報連絡系統

2. 市民等への情報伝達

危険物等事故による危険物等の爆発、施設の炎上、有害物質の拡散等により、周辺地域に影響が及ぶおそれがある場合は、広報車、テレビ、ラジオ、コミュニティFM局により市民等に避難及び注意喚起等の情報を伝達する。

また、学校、病院、福祉施設等へは、電話、FAX等により伝達する。

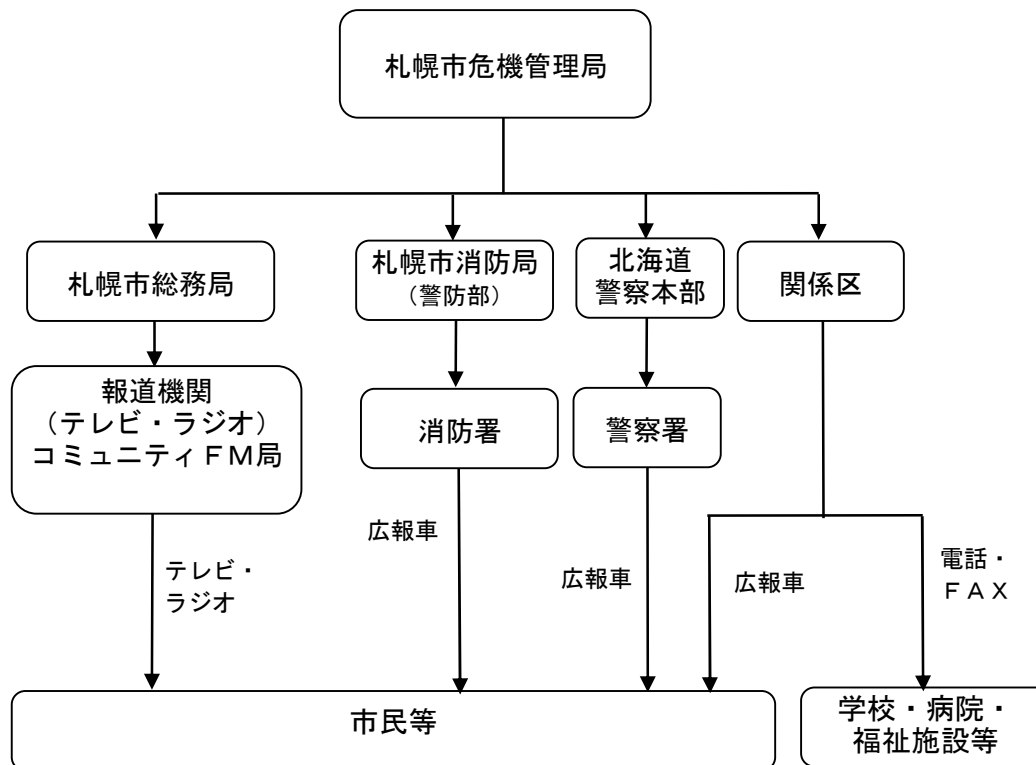


図 2 避難等が必要な場合の市民等への情報伝達経路

■市民等への伝達事項

- | | |
|------------|--------------|
| ① 事故の発生状況 | ② 市民等のとるべき措置 |
| ③ 避難の指示 | ④ 避難経路、避難場所 |
| ⑤ 避難時の注意事項 | ⑥ その他必要な情報 |

第3節 応援派遣要請

救助、消火、危険物等の除去等の活動において、札幌市だけでは対応が困難な場合は、災害対策基本法及び応援協定等にもとづき防災関係機関等に応援を要請する。

1. 自衛隊

市長は、自衛隊の災害派遣の必要があると認められるときは、知事（石狩振興局長）に対して要請事項を明らかにした文書をもって依頼する。ただし、緊急を要する場合は、電話、無線で依頼し後日文書を送付する。

また、緊急避難、人命救助が急迫し、知事（石狩振興局長）に依頼するいとまがないと認められるときは、直接指定部隊等の長に通知し、事後、所定の手続きを行う。

■自衛隊派遣要請事項

- | |
|-------------------------|
| ① 災害の状況及び派遣を要請する事由 |
| ② 派遣を希望する期間 |
| ③ 派遣を希望する区域及び活動内容 |
| ④ 派遣部隊が展開できる場所 |
| ⑤ 派遣部隊との連絡方法、その他参考となる事項 |

2. その他機関

市長は、関係法令、応援協定に基づき必要とする関係機関に応援を要請する。

表 2 主な協定等

協定等の名称	要請先・締結先	協定の概要内容
緊急消防援助隊	知事	全国の緊急消防援助隊の出動
北海道広域消防相互応援協定	北海道内各消防本部	●陸上応援：消防隊、救助隊、救急隊又は支援隊（情報収集・伝達、広報等の活動を行う隊）による応援活動 ●航空応援：ヘリコプターによる応援活動
大都市災害時相互応援に関する協定	東京都、政令指定都市	食糧・飲料水・物資、資機材、車両等の供給、応急復旧要員の派遣
災害時における北海道及び市町村相互の応援に関する協定	北海道、北海道内市町村	食糧、飲料水及び生活必需物資並びに供給に必要な資機材の提供とあわせ
大規模災害時における傷病者の搬送業務に関する協定	㈱札幌民間救急サービス、札幌寝台自動車㈱	大規模災害等により発生した多数の傷病者のうち、軽傷者搬送支援

<p>防災管理体制に関する協定</p>	<p>地下鉄各駅と地下通路で連結する接続ビル等</p>	<p>地下鉄（南北・東西・東豊線）の各駅と地下通路で連結されている関係ビル等と災害時における市民の安全確保に関する相互支援</p>
<p>札幌圏防災関係機関連絡会（平成7年7月21日設置）</p> <p>○災害活動の連携に関する協議結果（平成8年11月策定）</p>	<p>【札幌圏】札幌市、小樽市、江別市、北広島市、石狩市、当別町の5市1町</p> <p>【関係機関】陸上自衛隊北部方面隊、第一管区海上保安本部、北海道、北海道警察本部</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 消火・救助・救急等の連携活動に関する事項 2 災害時における情報の収集伝達に関する事項 3 緊急物資の調達等に関する事項 4 ヘリコプターの効率的運用に関する事項 5 その他災害対策に関する事項
<p>災害時の医療救護活動に関する協定書</p>	<p>(一社)札幌市医師会 (一社)札幌市歯科医師会 (一社)札幌市薬剤師会</p>	<p>医師、歯科医師、看護師、歯科衛生士、薬剤師の派遣</p>

第4節 応急対策活動

1. 情報の共有化

札幌市、危険物等事業者及び防災関係機関は、的確な応急対策を実施するため情報の共有化を図る。

2. 消火・救助

危険物等の事業者は、危険物等事故が発生した場合、自衛消防隊等により可能な限り事故の拡大防止と初期消火に努める。

消防は、警察等と連携して、消火活動、被災した従業員等の救助活動、行方不明者の捜索を実施する。また、消防部隊が不足する場合は、北海道広域消防相互応援協定等に基づく応援や緊急消防援助隊の要請及び自衛隊の災害派遣要請を依頼する。

3. 応急医療救護

救助された傷病者は、救急車両等によって災害時基幹病院等医療機関に搬送する。

傷病者が多数発生した場合は、札幌市医師会、医療機関に要請して事故現場の近くに救護所を設置し、トリアージ及び軽症者の応急措置を行う。

4. 遺体の処理・安置

遺体は、警察による検視及び医師による検案ののち、身元が確認された場合は、遺族等の関係者に引き渡す。身元が不明な遺体は、遺体の衣服、身体の特徴、所持品などを記録・保管し、広報などによって身元の捜索を行う。

なお、多数の遺体が発生した場合は、公共施設等に安置所を開設して対応にあたる。

5. 交通規制等

警察は、被害の拡大防止及び周辺交通の混乱を防止するために、事故現場及び警戒区域の迂回路の設定、交通誘導等の交通規制を行う。

また、関係機関は、危険物等積載車両の事故による危険物等の漏洩や道路構造物等の破壊があった場合は、道路管理者に連絡し対応措置を要請する。

6. 流出危険物等への対応

危険物等が当該施設から河川等へ流出した場合は、当該事業者等はその回収等の措置を行う。また、その情報を入手した札幌市水道局、札幌市下水道河川局及び河川管理者等の機関は、被害の拡大防止を行う。札幌市環境局は、危険物等や煙による大気、水質に関する環境調査等を行う。

7. 被害調査等

危険物等の爆発、漏洩、火災による煙の拡散等により周囲に被害が発生した場合は、各区の調査により被災状況を把握する。被害状況は、札幌市緊急災害対策実施本部・災害対策本部に集約する。

さらに、健康に被害のおそれがある場合は、札幌市医師会等と連携して区の保健センターに応急救護所を設置し対応にあたる。また、広報を通じて注意を喚起する。

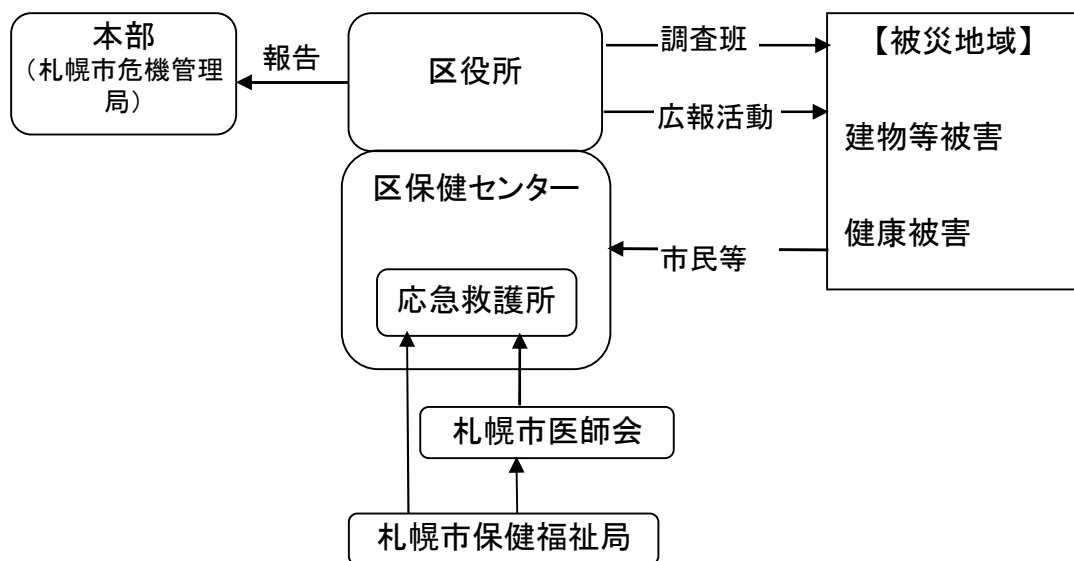


図 3 被災地域への対応

第5節 避難対策

1. 避難の指示

市長は、危険物等の漏洩や火災による煙の拡散等により、周辺地域へ危険が及ぶおそれがある場合は、必要と認める地域の居住者、滞在者その他の者に対し、避難のための立退きを指示する。その他、警察官、自衛官は、法令等の定めにより避難を指示する。

表 1 避難の指示の発令権者及び要件

発令権者	指示を行う要件	根拠法令
市長	○災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、市民の生命又は身体を災害から保護し、その他災害の拡大を防止するため特に必要があると認めるとき	災害対策基本法第60条
知事	○災害の発生により市長がその全部又は大部分の事務を行うことができなくなったとき	災害対策基本法第60条
警察官	○市長が避難のための立退きを指示することができないと認められるとき ○市長から要求があったとき ○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要するとき	災害対策基本法第61条 警察官職務執行法第4条
災害派遣を命じられた部隊等の自衛官	○人の生命若しくは身体に危険を及ぼすおそれのある天災等、特に急を要する場合で、その場に警察官がいないとき	自衛隊法第94条

2. 警戒区域の設置

市長は、災害対策基本法第63条に基づき、災害が発生し又は災害の拡大や二次災害の発生のおそれのある場合において、市民等の生命又は身体に対する危険を防止するため、特に必要があると認めるときは警戒区域を設定し、災害応急対策従事者以外の者に対して当該区域への立入りを制限し、もしくは禁止し又は退去を命ずることができる。

消防は、消防法第28条に基づき火災現場等に消防警戒区域を設定し、同様の措置をとる。この場合、警察官に要請して協力して警戒にあたる。

3. 避難誘導

避難の指示は、区役所等の広報車にて行う。道路の交差点等においては、警察官、消防職・団員等が安全な方向へ誘導する。

4. 指定避難所の開設

区役所は、指定避難所を必要に応じて開設し、市職員を配置するとともに避難者の収容

を行う。

また、必要に応じて食料や生活物資の供給等の支援を行う。